

# 雲出川圏域県管理河川における 水防災意識社会の再構築に向けた取組

平成 28 年 12 月 22 日 策定

平成 29 年 5 月 30 日 見直し案

## 雲出川圏域県管理河川水防災協議会

津市、松阪市、気象庁津地方气象台、国土交通省三重河川国道事務所、  
三重県津地域防災総合事務所、三重県松阪地域防災総合事務所、  
三重県津建設事務所、三重県松阪建設事務所

## 目 次

1. はじめに .....	1
2. 協議会の構成 .....	2
3. 目的 .....	3
4. 概ね5年間で実施する取組 .....	4
5. フォローアップ .....	8

## 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生しました。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。この答申を受け、平成 27 年 12 月 11 日に国土交通省から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね 5 年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示されました。

このような中、平成28年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、東北・北海道の中小河川において甚大な被害が発生しており、県管理河川についても水防災意識社会の再構築に向けた取組を進めることが喫緊の課題となりました。

これらのことから、雲出川圏域県管理河川について、地域住民の安全・安心を担う津市、松阪市、国土交通省三重河川国道事務所、気象庁津地方气象台、三重県が「雲出川圏域県管理河川水防災協議会」（以下「協議会」という。）を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととしました。

協議会では、雲出川圏域の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえた迅速かつ円滑な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策について各構成機関の役割分担や実施時期を示す「雲出川圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」（以下「取組」という。）をとりまとめました。

今後は、毎年出水期に進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしています。

## 2. 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

機関名	役職名
津市	市長
松阪市	市長
気象庁津地方気象台	台長
国土交通省三重河川国道事務所	所長
三重県 津地域防災総合事務所	所長
松阪地域防災総合事務所	所長
津建設事務所	所長
松阪建設事務所	所長

### 3. 目 的

#### 協議会開催の目的

平成 27 年の関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月の台風第 10 号による大規模な水害など、現状の河川の能力を超える大水害が頻発していることから、これらに社会全体で備える「水防災意識社会」の再構築が喫緊の課題となっています。

本協議会は、国、県、市の減災の取組を共有し、社会全体の水防災意識を確実なものとするを目的とします。

#### 目的達成のための取組項目

今後概ね 5 年間で以下の項目に取り組みます。

- 1) 住民が自らの水害・土砂災害リスクを再認識し、適切な避難行動を行うための情報提供を確実に行う取組
- 2) 洪水被害軽減のための水防活動等を迅速・的確に行う取組
- 3) 越水が発生した場合でも堤防決壊までの時間を少しでも延ばし避難時間を確保するための取組や、洪水氾濫を未然に防ぐための取組
- 4) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

#### 4. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期については、以下のとおりです。

##### 1) 住民が自らの水害・土砂災害リスクを再認識し、適切な避難行動を行うための情報提供を確実に行う取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
1	<b>【浸水状況の把握】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図を作成します。</li> <li>・浸水継続時間を示す区域や家屋倒壊等想定氾濫区域を設定します。</li> <li>・市に浸水想定区域図等を提供し、説明します。</li> </ul>	志登茂川 横川 安濃川 美濃屋川 穴倉川 三泗川 岩田川 相川 天神川 雲出川 碧川	平成32年度末までに実施	三重県
2	<b>【洪水ハザードマップの見直し】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水ハザードマップを見直します。</li> <li>・市民に避難所や避難経路を周知します。</li> </ul>	流域にある全ての地区	平成32年度末までに実施(津市)	津市 松阪市
3	<b>【内水浸水想定区域図の作成】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内水浸水想定区域図を作成します。</li> </ul>	公共下水道計画区域	平成29年度末までに実施(津市)	津市 松阪市
4	<b>【避難勧告等の発令判断を的確に行うための水位情報の共有と伝達】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水時に住民が迅速な避難行動をとれるように、避難勧告等の発令につながる危険箇所の危険水位等の情報を県と市が共有します。</li> <li>・氾濫危険水位到達時に、水位情報を迅速かつ的確に市に伝達します。</li> </ul>	中ノ川 志登茂川 横川 安濃川 美濃屋川 岩田川 相川 雲出川 碧川	平成29年度から継続して実施  毎年、継続して実施	三重県 津市 松阪市

5	<p>【避難勧告発令範囲の細分化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域図を作成における破堤箇所毎の水位情報及び破堤により浸水する区域やその浸水深、流速等を時系列に整理し、提供します。</li> <li>・切迫感ある情報を提供するため、避難勧告発令範囲や順序を見直します。</li> </ul>	<p>志登茂川 横川 安濃川 美濃屋川 穴倉川 三泗川 岩田川 相川 天神川 雲出川</p>	<p>平成29年度に実施</p> <p>平成32年度末までに実施</p>	<p>三重県 三重河川国道</p> <p>津市</p>
6	<p>【水防災教育の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学生の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための水防災教育を実施します。(出前講座、「防災ノート」の配布等)</li> </ul>	<p>市内の小中学校</p>	<p>毎年、継続して実施</p>	<p>三重県 津市 松阪市</p>
7	<p>【要配慮者利用施設管理者への説明会の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者利用施設の利用者が、洪水時に迅速な避難行動がとれるように、施設管理者に避難対策等の構築を促すための説明会(水害・土砂災害に関する情報提供等)を実施します。</li> </ul>	<p>概ね110施設</p>	<p>平成28年度に実施</p>	<p>三重県 津市 松阪市 三重河川国道 津地方気象台</p>
8	<p>【水位、雨量情報の更なる周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨量・水位情報を提供していることについてチラシの配布等により更に周知します。</li> </ul> <p>（テレビのデータ放送で提供していること 「防災みえ.jp」で提供していること 「防災みえ.jp」で水位情報を登録者に対し自動配信していること）</p>	<p>中ノ川 志登茂川 横川 安濃川 美濃屋川 岩田川 相川 雲出川 碧川</p>	<p>平成29年度に実施</p>	<p>三重県 津市 松阪市</p>
21	<p>【防災気象情報の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報(浸水害)、洪水警報の改善</li> <li>・メッシュ情報の利活用</li> <li>・「警報級の可能性」及び「危険度を色分けした時系列」の提供</li> <li>・メッシュ情報(危険度分布)の技術を活用した大雨特別警報の発表対象区域の改善</li> </ul>	<p>三重県</p>	<p>平成29年度出水期から実施</p>	<p>津地方気象台</p>

2) 洪水被害軽減のための水防活動等を迅速・的確に行う取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
9	<p>【重要水防区域の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象全河川の重要水防区域を年1回点検します。</li> <li>重要水防区域の代表箇所において、県と関係者が共同で点検を実施します。</li> </ul>	<p>安濃川 他 33 河川</p> <p>安濃川 岩田川 他</p>	<p>毎年、継続して実施</p> <p>平成 29 年度から継続して実施</p>	<p>三重県</p> <p>三重県 津市 松阪市 三重河川国道</p>
10	<p>【量水標の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の住民や消防団等が水位の状況を確認できるように量水標の設置や水位を示すペイントを実施します。</li> </ul>	<p>岩田川 他</p>	<p>平成 29 年度から実施</p>	<p>三重県 津市 松阪市</p>
11	<p>【水防訓練の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練を実施します。</li> </ul>	<p>各会場</p>	<p>毎年、継続して実施</p>	<p>三重県 津市 松阪市</p>
12	<p>【洪水対応演習の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>迅速かつ確実に水位情報を伝達できるように、模擬文を使用し実際と同じ伝達システムで、洪水時の水位情報を関係機関に伝達します。</li> </ul>	<p>毎年、1 河川を選定</p>	<p>毎年、継続して実施</p>	<p>三重県 津市 松阪市 三重河川国道 津地方気象台</p>
13	<p>【水門開閉訓練の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水時等に迅速な対応ができるように、水門開閉の訓練を関係者と実施します。</li> </ul>	<p>田中川 横川 志登茂川 毛無川</p>	<p>平成 29 年度から継続して実施</p>	<p>三重県 津市</p>

3) 越水が発生した場合でも堤防決壊までの時間を少しでも延ばし避難時間を確保するための取組や、洪水氾濫を未然に防ぐための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
14	<p>【危機管理型ハード対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>決壊までの時間を少しでも引きのばすことを目的に危機管理型ハード対策として、堤防の天端舗装や堤防裏法保護工を実施します。</li> </ul>	<p>志登茂川 安濃川 岩田川 相川 他</p>	<p>平成 29 年度から実施</p>	<p>三重県</p>



15	<p>【洪水氾濫を未然に防ぐ対策（河川改修）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画的な河川改修を実施します。</li> </ul>	<p>志登茂川 安濃川 岩田川 相川</p>	<p>毎年、継続して実施</p>	<p>三重県</p>
16	<p>【洪水氾濫を未然に防ぐ対策（堆積土砂撤去）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施する。撤去箇所については、県と市で優先度を協議しながら選定します。</li> </ul>	<p>安濃川 他</p>	<p>毎年、継続して実施</p>	<p>三重県 津市 松阪市</p>
17	<p>【洪水氾濫を未然に防ぐ対策（ダム運用）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洪水調節容量の確保のため、安濃ダムの管理水位の設定と事前放流の試行を実施します。</li> </ul>	<p>安濃川</p>	<p>毎年、継続して実施</p>	<p>三重県</p>

#### 4) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
18	<p>【想定される土砂災害リスクの周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎調査を完了し、結果を公表します。</li> <li>・ 早期に土砂災害（特別）警戒区域を指定します。</li> <li>・ 地域防災計画に土砂災害（特別）警戒区域の事項を掲載します。</li> <li>・ 土砂災害のハザードマップを作成し、各戸へ配布します。</li> <li>・ 「ハザードマップ・ポータルサイト」の情報を更新します。</li> </ul>	<p>圏域内の土砂災害の恐れがある箇所</p>	<p>平成31年度末まで</p> <p>調査結果公表後</p> <p>区域指定後</p> <p>区域指定後</p> <p>区域指定後</p>	<p>三重県</p> <p>三重県</p> <p>津市 松阪市</p> <p>津市 松阪市</p> <p>三重河川国道</p>

19	<p>【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報を発表します。</li> <li>・土砂災害警戒情報を FAX・電話により確実に市へ伝達します。</li> <li>・土砂災害危険度情報を適時周知する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 土砂災害情報提供システム・気象庁 HP により、危険度情報を発信します。</li> <li>② 市の防災担当者へホットライン（電子メール）により直接配信します。</li> </ul> </li> <li>・避難勧告等の発令基準の適時運用と伝達・周知を確実にを行います。</li> <li>・安全な避難場所を確保する。</li> </ul>	津市 松阪市	毎年、継続して実施	三重県 津地方気象台  三重県  三重県 津地方気象台  津市 松阪市  津市 松阪市
20	<p>【早めの避難につなげる啓発活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市担当者向けの勉強会等を実施し、「住民主体の防災体制づくり」「土砂災害に関する防災訓練の実施」「要配慮者利用施設の警戒避難体制づくり」を支援・促進します。</li> <li>・土砂災害から身を守るため自主避難を促す出前講座を実施します。</li> <li>・土砂災害防止月間（6月）を中心に年1回以上の防災訓練・防災教育・広報活動を実施します。</li> </ul>	市担当者  圏域内の住民  圏域内の住民	毎年、継続して実施  要請に応じて実施  毎年、継続して実施	三重県 津地方気象台  三重県 津地方気象台  津市 松阪市

## 5. フォローアップ

毎年、出水期前に取組の進捗状況を確認します。

必要に応じて取組の見直しを行います。